

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
1. 対象者について	1	国籍、年齢、性別の制限はありますか。	制限はありませんが、岡山県内に居住又は対象期間内に居住予定（住民票に記載）である必要があります。	公募要領P1,2
1. 対象者について	2	起業者が公募開始日より前に開業又は法人等を設立した場合は、対象となりますか。	令和8年4月1日以降に開業又は法人等を設立した場合であれば対象となります。	公募要領P1
1. 対象者について	3	すでに個人事業主として事業を営んでいる場合は対象となりますか。	<p>【対象となる場合】</p> <p>※いずれの場合も新事業が既存事業の単なる延長であるとみなされる場合は対象となりません。</p> <p><起業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい法人等を設立し、新事業を実施する場合 <p><第二創業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主としてsociety5.0関連の新事業を開業する場合 <p><事業承継></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業を廃業する人の屋号やノウハウ等を引き継いで個人事業主としてsociety5.0関連の新事業を開業する場合 ・既存法人等の代表者等に就任し、society5.0関連の新事業を実施する場合 <p>【対象とならない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主として新事業を開業する場合 	公募要領 P1,2
1. 対象者について	4	すでに法人等の代表取締役又は代表社員、代表役員、理事長、代表理事を務めている場合は対象となりますか。	<p>【対象となる場合】</p> <p>※いずれの場合も新事業が既存事業の単なる延長であるとみなされる場合は対象となりません。</p> <p><起業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表等を務める方が、個人事業主として新事業を開業する場合 ・代表等を務める方が、自身で代表等を務める法人等とは別に新しい法人等を設立し、新事業を実施する場合 <p><第二創業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身で代表等を務める法人等においてsociety5.0関連の新事業を実施する場合 	公募要領 P1,2

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
			<p><事業承継></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表等を務める方が、個人事業を廃業する人の屋号やノウハウ等を引き継いで個人事業主としてsociety5.0関連の新事業を開業する場合 ・自身で代表等を務める法人等とは別の既存法人等の代表者に就任し、その法人等でsociety5.0関連の新事業を実施する場合 <p>【対象とならない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身で代表等を務める法人等において新事業を実施する場合 ・自身で代表等を務める法人等の一部を分割して、新しい法人等を設立（分社化、支店の設立）する場合 	
1. 対象者について	5	個人事業主としてすでに事業を営みつつ、法人等の代表取締役又は代表社員、代表役員、理事長、代表理事を務めている場合は対象となりますか。	自身で代表等を務める法人等においてsociety5.0関連の新事業を実施する場合は、第二創業の対象となります。	公募要領 P1,2
1. 対象者について	6	2つ以上の法人等の代表取締役又は代表社員、代表役員、理事長、代表理事を務めている場合は対象となりますか。	自身で代表等を務める法人等においてsociety5.0関連の新事業を実施する場合は、第二創業の対象となります。	公募要領 P1,2
1. 対象者について	7	第二創業者とは具体的にどのような者を指しますか。	事業者が既存事業とは異なる新事業・新分野に進出することで、経営刷新を図ることを指します。	公募要領 P1
1. 対象者について	8	共同経営者は対象者となりますか。	対象者と申請者（代表者）は、同一の1名のみとするため、共同経営により代表者が2名の場合は対象となりません。	公募要領 P1
1. 対象者について	9	県外在住者で岡山県へ住民票の住所を移す前に、岡山県内で開業又は法人等を設立した場合は対象となりますか。	対象期間内(R8.4.1～12.31)に岡山県内に居住し、岡山県内で事業を実施した場合は対象となります。ただし、法人等の場合は代表者の住所が岡山県内であることが履歴事項全部証明書で確認できる必要があります。個人事業主の場合は、変更届等で岡山県内の住所・事業所であることを確認できる必要があります。	公募要領 P1,2
1. 対象者について	10	住民票の住所と現住所が異なっている場合、申請書にはどちらの住所を記載すればよいですか。	申請書等には住民票の住所を記載してください。その上で、現住所を確認できる書類（免許証等のコピー）を添付してください。	公募要領 P2
1. 対象者について	11	任期満了となった地域おこし協力隊員は対象となりますか。	任期満了となった地域おこし協力隊の方がその活動地である市町村内で行う起業又は事業承継に関し、市町村から経費の補助を受けていない場合は対象となります。	公募要領 P4

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
2. 対象事業について	1	社会的事業の「社会性」とは、具体的にどのようなものになりますか。	事業予定地の市町村が抱えている共通の地域課題を解決する事業のことを指します。当該市町村の総合計画等を参考にして、課題発生の背景や現状の認識を踏まえている必要があります。	公募要領 P3,19
2. 対象事業について	2	社会的事業の「必要性」とは、具体的にどのようなものになりますか。	社会的事業の「社会性」に加えて、事業予定地の市町村又は商圏内で、同様のサービスが無い、又は不十分である事業のことを指します。	公募要領 P3,19
2. 対象事業について	3	農業は対象事業となりますか。	農業・漁業・林業等の第一次産業は対象外です。	公募要領 P4
2. 対象事業について	4	6次産業化のような、一次産業に加えて製造加工、サービス販売も行う場合は対象となりますか。	対象となりますが、第一次産業に係る事業の経費は支援の対象外となります。	公募要領 P4
2. 対象事業について	5	フランチャイズチェーンは対象事業となりますか。	対象者及び対象事業に対する要件を満たす場合は対象事業となります。	-
2. 対象事業について	6	他の補助金制度等との重複利用はできますか。	<p>国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬等）と同一又は類似内容の事業は補助対象外となります。</p> <p>例) デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用されるサービス</p> <p>また、補助対象期間内に、同一の事業計画で、本支援金と国（独立行政法人を含む）からの補助金、助成金、他の道府県で実施される起業支援金を重複して受けることは認められませんので、どちらかを選択してください。</p> <p>地方自治体等が自主財源で実施する補助金については、同一経費に対する利用でない場合に限り、重複利用は可能です。（地方自治体等側の重複利用の可否については、地方自治体等にご確認ください。）</p> <p>なお、令和9年度以降は、他の補助金制度等の利用は問題ありません。</p>	公募要領 P4

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
2. 対象事業について	7	これから取り組むべきSociety 5.0の例示はありますか。	<p>サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）の実現に向けた事業のことを指します。</p> <p>【Society5.0が目指す社会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Iotで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生まれる社会 ・AIにより、多くの情報を分析するなど面倒な作業から解放される社会 ・少子高齢化、地方の過疎化などの課題をイノベーションにより克服する社会 ・ロボットや自動運転車などの支援により、人の可能性が広がる社会 <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなモビリティサービスによる観光促進等 ・ドローン等による空の配送インフラの整備 ・飲食店等のオートメーション化 ・在宅介護のモニタリングシステム ・モニター等による医療や教育の多言語対応 等 	公募要領 P4
3. 対象経費について	1	対象となる経費の支払いに期間の制限はありますか。	<p>交付決定通知日以降に契約・発注し、対象期間内に支払いを完了した経費が対象となります。</p> <p>ただし、交付申請書（様式第2号）と同時に事前着手届（様式第1号）を事務局に提出し、補助することが適正と知事が認めた場合は、公募開始日から交付決定日までの間に発注や契約をしたものも対象となります。</p> <p>なお、店舗等借料、借料の場合は、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った対象期間分の費用のみが対象となります。</p>	公募要領 P4,5,13 様式第1号
3. 対象経費について	2	事前着手が認められた経費はすべて対象経費となりますか。	<p>事前着手が認められた経費についても、採択時に改めて経費の内容等の確認を行います。確認の結果によっては経費の一部又は全部が対象外経費となる場合があります。</p>	公募要領P13
3. 対象経費について	3	交付申請書の提出時に見積書の提出は必要となりますか。	<p>交付申請時には、申請するすべての経費について、申請額の根拠となる見積書（1者分）又は金額が記載されたカタログ又はWEBサイトの料金表の提出が必要です。</p> <p>また、実績報告時には、見積額が50万円（税抜）【委託費の場合は10万円（税抜）】以上になる場合の業者選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要になり、1者からしか見積を取ることができない場合は「業者選定理由書」の提出が必要となります。</p>	公募要領 P5

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
3. 対象経費について	4	提出する見積書は、ネット購入の場合は画面のスクリーンショットでもよいですか。	ネット購入の場合、見積書の発行が可能なオンラインショップの場合はサイトの手順に従って発行した見積書を提出してください。 見積書の発行を受け付けていないオンラインショップの場合は、画面のスクリーンショットでも差し支えありません。	公募要領 P5
3. 対象経費について	5	海外から設備を輸入しなければいけない場合、申請額はどのように書けばよいですか。	見積書が外貨建てである場合、交付申請書（様式第2号別紙2-3）に記載する金額は、円建てで記入してください。換算基準は申請日とし、使用する換算レートは、三菱UFJ銀行又は取引のある金融機関の公表仲値（電信仲値相場＝TTM）を使用してください。なお、円貨に換算したあとの1円未満の端数は切り捨てとします。換算に使用した公表仲値は、①年月日②公表金融機関名が分かるものを交付申請時に提出書類として添付してください。また、見積書やカタログが外国語で作成されている場合は、和訳を一緒に提出してください。	公募要領 P6
3. 対象経費について	6	顧客用や従業員用の駐車場の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。	顧客用は対象経費となりますが、従業員用の駐車場の賃借料は対象となりません。	公募要領 P6
3. 対象経費について	7	知人が所有する不動産の賃借料は対象経費（店舗等借料）となりますか。	不動産業者から不動産を賃借する場合は対象経費となります。本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等に係る賃借料は対象となりません。	公募要領 P6,7
3. 対象経費について	8	中古品の購入・レンタル費用は対象経費（設備費・借料）となりますか。	中古品は対象となりません。	公募要領 P8
3. 対象経費について	9	DIYのための工具等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。	汎用性（持ち運びができ、他の目的に使用が可能等）が高く、対象事業以外にも使用可能なものの場合は対象となりません。	公募要領 P8
3. 対象経費について	10	車両の購入費用は対象経費(設備費)となりますか。	車両の購入費用は原則として対象外です。ただし、例外として移動販売車(キッチンカーもしくは移動スーパー用の車両)、もしくはリフトやスロープを備えた車イス移動車(介護タクシー)の2種類のみ対象になります。 これらの場合でも、対象事業以外には使用できないことが明確であるものに限られます。	公募要領 P7,8
3. 対象経費について	11	中古のシャーシに新品の架台を取り付けた架装車体は対象経費(設備費)となりますか。	対象期間に発注から納品、支払いまで完了できる場合、架台部分(取付費用等を含む)のみ対象となります。この場合、車両自体を改装し、対象事業以外には使用できないことが明確であり、かつ耐用年数までの使用が担保できる場合のみ対象となります。 なお、耐用年数の期間内に故障などの理由により処分等を行う場合は事前に岡山県への承認手続きが必要になります。さらに、残存価格がある場合には、これに対する支援金相当額を岡山県に返還していただくこととなります。	公募要領 P7,8

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
3. 対象経費について	12	厨房機器・食器・作業台等の購入費用は対象経費（設備費）となりますか。	汎用性（持ち運びができ、他の目的に使用が可能等）が高く、対象事業以外にも使用可能なものは対象となりません。 【対象外経費例】 ・持ち運び可能なもの（カメラ、携帯電話、調理器具食器、テーブル、イス、作業台、商品棚等） ・汎用性があるもの（冷蔵庫、電子レンジ、エアコン等） ※冷蔵庫、エアコン等汎用性のあるものについて、設置場所を確認の上、汎用性が低く対象事業の業務としてのみ使用することが明確であれば対象となる場合があります。	公募要領 P8
3. 対象経費について	13	デスクトップPC等「端末機器」の「対象経費上限額」及び「対象上限数」の考え方を教えてください。	「対象経費上限額」とは、支援金の算定基礎となる金額になります。対象経費上限額である15万円のデスクトップPC等を購入した場合、これに対する支援金の額は7万5千円になります。 また、「対象上限数」は「端末機器」のカテゴリ全体で代表者及び従業員の人数分までの台数となります。 【例】 ・代表者及び従業員の人数：5人 ・対象上限数：デスクトップPC×3台、iPad×2台(端末機器のうち人数分が上限) ・対象経費上限額：15万円×3台+10万円×2台=65万円 ・支援金の額：65万円×1/2=32万5千円 なお、1台当たりの単価が対象経費上限額を超過していても問題ありません。ただし、対象経費上限額まで査定されます。	公募要領P7
3. 対象経費について	14	車両のリース料は対象経費（借料）となりますか。	対象事業の実施に明確に必要な車両（営業用車両等）と特定できた場合は、対象経費となります。	公募要領 P8
3. 対象経費について	15	店舗・事務所の開設に伴う工事費用は対象経費（外注費）となりますか。	外装工事費・内装工事費は対象経費となります。なお、建物の新築工事、建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等は対象となりません。	公募要領 P10
3. 対象経費について	16	名刺の作成費用は対象経費（広報費）となりますか。	対象事業にのみ係った広報費と限定できないため対象となりません。	公募要領 P11
3. 対象経費について	17	看板作成費用は対象経費（広報費）となりますか。	立て看板等は、継続的に使用でき、資産形成に関わる広報用の備品や設備となるため、対象となりません。	公募要領 P11

令和8年度岡山県地域課題解決型起業支援金 FAQ

項目	No.	問い合わせ内容	回答内容	参考資料
4. 申請について	1	申請方法を教えてください。	公募期間内に、事務局に提出書類をメールにより提出してください。なお、交付申請書（様式第2号）の申請者の押印は不要です。 また、該当者は、対象経費の見積書や取組内容（起業者、事業承継者、第二創業者）ごとに必要な添付書類をご提出ください。	公募要領 P16,17,18
4. 申請について	2	支援機関（商工会等）の伴走支援を受けることは申請条件となりますか。	申請条件ではありません。 ただし、事業計画の作成にあたって支援機関に相談し、支援を受けている場合は、外部専門家による審査会の審査において点数が加点されます。	公募要領 P20,22 様式第2号別紙2-1
4. 申請について	3	事業計画書のページ数の増加や写真やグラフ等を使用してもいいですか。	ページ数は10ページ以内となります。必要に応じて追加で参考資料を添付することはできます。なお、申請された事業計画書等は、外部専門家による審査会の審査に用いるため、適宜、写真やグラフ等を使用して分かりやすく記載することを推奨します。	公募要領 P16,17
4. 申請について	4	事業に要する経費の額は400万円が上限となりますか。	経費の額に上限はありません。積算根拠に記載した経費は、審査結果により対象外経費となる場合もありますので、実際に事業に必要な経費の額を全て記載することを推奨します。ただし、経費の額が400万円を超える場合でも、起業支援金交付申請額は200万円が上限となります。	公募要領 P5 様式第2号別紙2-3
5. 採択・交付決定について	1	審査結果はどのように通知されますか。	審査の結果は、公募の交付決定日に、事務局のホームページにおいて採択者の公表を行うほか、申請者全員に対し、岡山県から文書による採否結果の通知を行います。 なお、採択者については、原則として、申請者名、事業実施予定地、事業テーマ名等を外部に公表させていただきます。	公募要領P20